

審査担当者からお伝えすることが多い修正事項等

経営事項審査の申請にあたり、各建設事務所の審査担当者から申請者の皆様にお伝えすることが多い修正事項等をまとめました。

該当がないか、書類提出前に再度御確認をお願いします。

1 添付書類が不足していませんか？

経営事項審査では、申請書のほかに多くの添付書類の提出をお願いしています。

添付書類に不足がないよう、経営事項審査申請の手引9～15頁を御確認いただき、申請してください。

特に、追加提出をお願いすることが多いのは、以下の書類です。

- (1) 技術職員の常勤確認・保有資格に関する書類
- (2) 建設機械の確認に関する書類
- (3) 経理状況の確認に関する書類

2 書類に書き間違いはありませんか？

経営事項審査申請書に記載誤りや転記誤りがあったことにより、修正をお願いすることが多くありますので、書類提出前に再度御確認をお願いします。

特に、修正をお願いすることが多いのは、以下の項目です。

- (1) 営業年数が昨年度の申請のままである。
- (2) 今期の完成工事高が、工事経歴書と一致しない。
- (3) 前期（前々期）の完成工事高が、前回の経営事項審査の完成工事高と一致しない。

3 受審する建設業種と完成工事高に記載の建設業種は一致していますか？

昨年度は受審していた建設業種を今年度は受審しない場合、受審しない建設業種の完成工事高は、「その他工事」に計上することとなります。

この処理を行わず、完成工事高の用紙に受審しない建設業種が記載されたままとなっており、修正をお願いすることが多くあります。

昨年度と受審する建設業種が異なる場合、十分に御注意ください。

4 受審する建設業種と技術職員名簿の業種は一致していますか？

3に関連しますが、昨年度は受審していた建設業種を今年度は受審しない場合、技術職員名簿に、受審しない建設業種にかかる記載はできません。

しかし、技術職員名簿に受審しない建設業種にかかる記載がされたままとなっており、修正をお願いすることが多くあります。

昨年度と受審する建設業種が異なる場合、十分に御注意ください。

また、新たな資格により技術者の加点をする場合には、資格証の写しの添付も必要ですので、あわせて御注意ください。

不備等が少なくなると、修正にかかる時間を短縮することができ、お手元に結果通知書が届くまでの期間の短縮にもつながります。

申請者の皆様の御協力を、よろしくお願いいたします。

なお、申請にあたり添付書類等に御不明点がある場合は、所管の建設事務所にお問い合わせください。